

証券コード6425
平成20年6月12日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目1番地25
ア ル ゼ 株 式 会 社
代表取締役社長 余 語 邦 彦

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京
1階 「ペガサス」
(末尾記載の会場案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 剰余金の処分の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aruze.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、業務の執行と監督を分離し、執行役による迅速な業務決定を可能にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図り、透明性の高い経営を実現するため、委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、委員会並びに執行役及び執行役会に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行うものであります。

(現行定款第4条、第12条、第13条、第16条、第23条～第26条、第29条、第30条～第39条。変更案第4条、第12条、第13条、第16条、第23条～第26条、第29条～第38条、第41条)

なお、委員会設置会社への移行後の組織体制(予定)は、14頁に記載のとおりであります。

- (2) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的の一部を変更するものであります。(現行定款第2条)
- (3) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。(現行定款第5条)
- (4) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定するための規定を追加するものであります。(現行定款第10条)
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものであります。(変更案第41条)
- (6) 上記規定の新設並びに削除等に伴う条数の変更、その他規定の整備を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生については、本総会終結の時といたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。</p> <p>1. ～12. (条文省略)</p> <p>13. 上記各号に関する古物品の<u>販売</u></p> <p>14. ～35. (条文省略)</p> <p>② 当社は、前項第 1 号から第 34 号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>③ 当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く<u>ものとする</u>。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p>13. 上記各号に関する古物品の<u>売買</u></p> <p>14. ～35. (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は<u>委員会設置会社</u>として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>委員会</u> (削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。 以下同じ。) は、その有する単元 未満株式について、次に掲げる権 利以外の権利を行使することがで きない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げ る権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定によ る請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当て及び募集新株予約権 の割当てを受ける権利 (新 設)</p> <p>第11条 (単元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程に 定めるところにより、その有する 単元未満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を売り渡すこ とを請求することができる。</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式及び新株予約権に関 する取扱い並びに手数料は、法令 または本定款のほか、取締役会に <u>おいて定める株式取扱規程</u>によ る。</p> <p>第13条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置 く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、<u>取締役会の決議をもって</u> 定める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第11条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p> <p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式及び新株予約権に関 する取扱い及び手数料並びに株主 <u>の権利の行使に関する手続</u>は、法 令または本定款のほか、取締役会 に委任された代表執行役社長が定 める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、<u>代表執行役社長がこれ</u> を定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 第14条～第15条（条文省略） 第16条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第20条～第22条（条文省略） 第23条（<u>代表取締役及び役付取締役</u>） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 第14条～第15条（現行どおり） 第16条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表執行役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表執行役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第20条～第22条（現行どおり） （削 除）</p> <p>第23条（<u>取締役会長</u>） <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>② <u>代表取締役に事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新 設)</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役及び各監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (取締役会の決議方法等) 取締役会の決議は、議決に加わることができる<u>取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ <u>前2項の定めにかかわらず、委員会</u>がその委員の中から<u>選定する者は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (取締役会の決議方法等) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき <u>（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）</u> は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第28条（条文省略） 第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）</u> は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第28条（現行どおり） 第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>報酬委員会</u>が定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④ <u>監査委員会の委員は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第32条 (委員会規則)</u> 各委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるところのほか、取締役会及び各委員会において定める各規則による。</p>
(新 設)	<p><u>第6章 執行役及び執行役員</u></p>
(新 設)	<p><u>第33条 (執行役の選任)</u> 取締役会は、その決議により、1名以上10名以内の執行役を選任する。</p>
(新 設)	<p><u>第34条 (任期)</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>
(新 設)	<p><u>第35条 (代表執行役及び役付執行役)</u> 取締役会は、執行役の中から、代表執行役を1名以上選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、執行役の中から、執行役社長を選定し、その他必要に応じて、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役その他の役付執行役を1名以上選定することができる。</u></p>

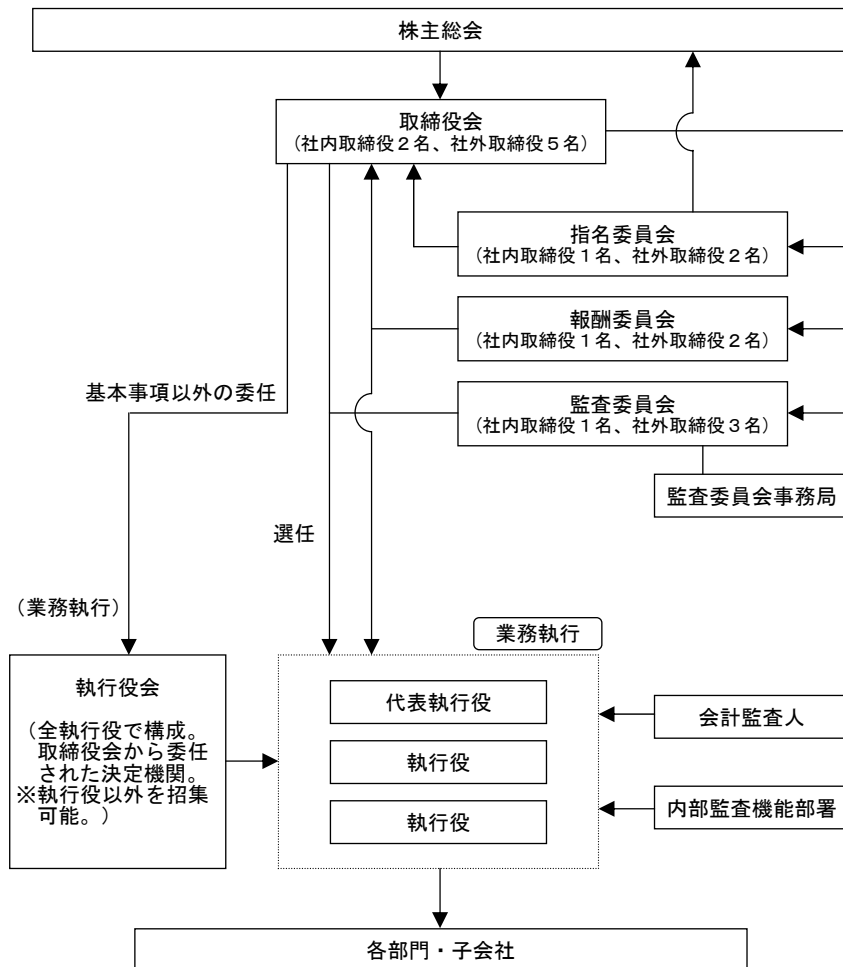
現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第36条 (執行役の報酬等)</u>
	<u>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。</u>
(新 設)	② <u>執行役が当会社の使用人を兼ねているときは、当該兼務にかかる報酬等についても同様とする。</u>
(新 設)	<u>第37条 (執行役の責任免除)</u>
	<u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>
(新 設)	<u>第38条 (執行役会)</u>
	<u>当社は、取締役会の決議により、執行役会を設置し、業務の執行の決定を委任することができる。</u>
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	(削 除)
<u>第30条 (監査役の員数)</u>	(削 除)
当社の監査役は、5名以内とする。	
<u>第31条 (監査役の選任方法)</u>	(削 除)
当社の監査役は、株主総会において選任する。	
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 (監査役会の招集及び議長)</u> <u>監査役会は、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。但し、必要あるときは、他の監査役も監査役会を招集することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で決する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第39条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計 算 第40～41条 （条文省略） （新 設）</p> <p>第42条 （条文省略）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第7章 計 算 第39～40条 （現行どおり） <u>第41条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第42条 （現行どおり）</p>

委員会設置後の組織体制（予定）

（決定、監督）



第2号議案 取締役7名選任の件

当社は、第1号議案定款一部変更の件が承認されることを条件として、委員会設置会社へ移行いたします。それに伴い、社外取締役の選任が必要となりますので、現在の取締役5名から2名増員し、取締役7名（うち5名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	岡田和生 (昭和17年10月3日生)	昭和44年12月 ユニバーサルリース㈱設立 代表取締役社長 昭和48年6月 ユニバーサル技研㈱（現アルゼ ㈱）設立 代表取締役社長 平成16年9月 当社 取締役会長 平成18年1月 当社 代表取締役会長兼社長 平成18年6月 当社 取締役会長（現任） 平成19年9月 アルゼマーケティングジャパン ㈱ 取締役（現任） [他の法人等の代表状況] ARUZE USA, Inc. 代表者（現任） Aruze Gaming America, Inc. 代表者（現任）	25,228,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
2	澤 田 宏 之 (昭和28年10月19日生)	昭和58年9月 ㈱ボストンコンサルティンググループ 入社 平成5年4月 ㈱グロービス 社外取締役 (現任) 平成7年10月 ジェミニ・コンサルティング㈱ 代表取締役 平成16年6月 当社 社外取締役 (現任) 平成17年10月 ㈱リヴァンプ 社外取締役 (現任) 平成18年5月 学校法人国際大学理事 (現任) 平成19年6月 ㈱日経サイエンス 社外取締役 (現任) 平成19年9月 ㈱セブンワークス社外監査役 (現任) 平成20年4月 学校法人グロービス経営大学院 理事 (現任) [他の法人等の代表状況] ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン㈱ 代表取締役 (現任)	82,000株
3	岩 淵 正 紀 (昭和15年4月17日生)	昭和56年4月 東京地方裁判所 判事 昭和61年4月 最高裁判所 調査官 平成2年5月 弁護士 登録 平成5年9月 ふじ合同法律事務所 所属 (現任) 平成12年4月 司法制度調査委員会 委員長 平成19年6月 ㈱東電通 社外監査役 (現任)	-

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
4	大塚直子 (昭和42年5月1日生)	平成2年9月 追野毅税理士事務所 入所 平成5年1月 税理士 登録 平成9年1月 株式会社シー・エス・エイ（現 みらいコンサルティング株式会 社）入社 平成11年12月 公認会計士伊藤満邦事務所（現 葵税理士法人）入所 平成14年2月 株式会社プロジェクト 入社 平成15年9月 税理士法人緑川・蓮見事務所 入社（現任）	—
5	岡田知裕 (昭和42年9月1日生)	平成3年4月 当社 入社 平成7年6月 当社 取締役 平成7年8月 当社 取締役経営企画室長 平成9年8月 当社 取締役開発本部付 平成11年6月 当社 取締役管理本部長 平成12年6月 当社 取締役IR広報室長 平成19年7月 ARUZE USA, Inc. 取締役（現 任） 平成19年7月 Aruze Gaming America, Inc. 取締役（現任） 平成19年9月 ㈱セブンワークス 社外取締役 （現任）	23,615,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
6	北 晶 光 弘 (昭和12年12月24日生)	昭和35年4月 伊藤忠商事(株) 入社 平成4年6月 同社 取締役総合情報企画室長 平成7年4月 同社 常務取締役 平成8年6月 同社 理事(現任) 同社 取締役(現任) 同社 代表取締役副社長 同社 取締役会長 同社 理事(現任) 同社 監査役(現任)	—
7	中 込 秀 樹 (昭和16年6月25日生)	昭和42年4月 東京地方裁判所 刑事部所属判事補 昭和45年4月 最高裁判所 事務総局総務局付 昭和50年7月 サザン・メソジスト・ロースクール 卒業 昭和56年4月 日本国有鉄道 総裁室法務課調査役 平成14年7月 東京家庭裁判所長 平成17年1月 名古屋高等裁判所 長官 平成18年6月 弁護士 登録 ふじ合同法律事務所 所属 (現任) 平成19年4月 大東文化大学法科大学院 教授 (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者岡田和生氏は、ARUZE USA, Inc. 及びAruze Gaming America, Inc. の代表者並びにアルゼマーケティングジャパン(株)の取締役に兼務しておりますが、当社は3社の株式をそれぞれ100%保有しているため、岡田和生氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (2) 取締役候補者澤田宏之氏は、ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株)の代表取締役に兼務しておりますが、当社とブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株)の間で取引等は行われていないため、また、(株)セブンワークス社外監査

役を兼務しておりますが、当社は同社の株式を100%保有しているため、澤田氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (3) 取締役候補者岩淵正紀氏に対し、過去2年間法律業務の対価として弁護士報酬を支払っており、また、今後支払う予定があります。
 - (4) 取締役候補者岡田知裕氏は、ARUZE USA, Inc. 及びAruze Gaming America, Inc. の取締役並びに㈱セブンワークスの社外取締役を兼務しておりますが、当社は3社の株式をそれぞれ100%保有しているため、岡田知裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者澤田宏之氏、岩淵正紀氏、大塚直子氏、北畠光弘氏及び中込秀樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ① 澤田宏之氏につきましては、経営コンサルタント及び経営者としての実績と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 岩淵正紀氏につきましては、弁護士として企業法務に精通しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、社外役員以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記要職の歴任と実績に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
 - ③ 大塚直子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士としての経歴を通じて培われた税務の専門家としての知識及び見識等を活かし、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - ④ 北畠光弘氏につきましては、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ⑤ 中込秀樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、司法分野等における多様な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
澤田宏之氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
岩淵正紀氏、大塚直子氏、北畠光弘氏及び中込秀樹氏は、新任の社外取締役候補者であります。

第3号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は4,796,097,960円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成20年6月30日といたしたいと存じます。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役及び執行役員並びに当社及び当社関係会社の従業員及び顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社関係会社の取締役及び執行役員並びに当社及び当社関係会社の従業員及び顧問に対し、金銭の払込を要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

後記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、後記(3)①により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から遡って6ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会及び平成18年6月29日開催の第33期定時株主総会並びに平成19年6月28日開催の第34期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場

合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年経過した日の翌日から2年が経過する日（同日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.記載の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得事由及び条件

i. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は）、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ii. 当社は、新株予約権者が下記⑦に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

i. 対象者は、権利行使時においても当社関係会社の取締役及び執行役員または当社もしくは当社関係会社の従業員もしくは顧問の地位にあたることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

ii. 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記iv.に掲げる新株予約権付与契約の定めによ

るものとする。

- iii. 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- iv. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記①に準じて決定する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記④に準じて決定する。
 - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする）による承認を要するものとする。
 - viii. 新株予約権の取得事由及び条件
前記⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取り扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

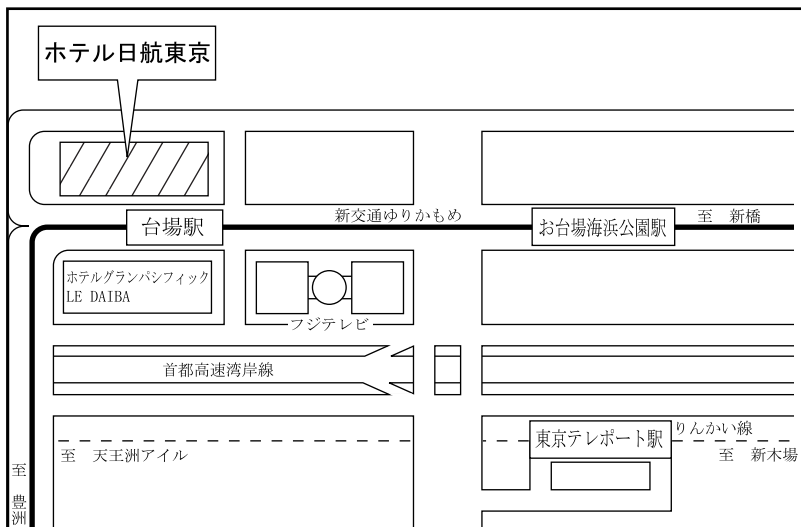
メモ欄

メモ欄

第35期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京 ペガサス（1階）
電話（03）5500-5500

最 寄 駅 J R新橋駅から「新交通 ゆりかもめ」で約15分、台場駅下車
（直結）
J R京葉線・地下鉄有楽町線 新木場駅から「りんかい線」で
約7分、東京テレポート駅下車 徒歩約10分



なお、駐車場設備が充分ではありませんのでなるべく公共の交通機関をご利用ください。